



### 令和7年4月施行の特定建築事業者太陽光発電設備導入制度オンライン説明会(令和7年度)

## 制度2 オンライン手続き方法について 中小規模建築物2,000mf

### 令和7年6月27日(金)開催 川崎市環境局脱炭素戦略推進室

# 制度2の手続き方法について

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度(制度2)は、市内年間供給面積が5,000ml以上の特定建築事業者を対象とし、
 太陽光発電設備の設置を義務付けるものです。特定建築事業者は、法人単位で対象年度1年分の対象建築物について、
 取組書(建築物リスト)や棟数除外等をする場合には根拠図面等を作成して、報告書として取りまとめ、対象年度の翌
 年度9月末までに市へ提出する必要があります。

**報告書**の<u>提出(申請)</u>は、**オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)で行うことを原則**とします。



※1特定建築事業者(法人代表者又は同社の担当者等)による申請が原則となりますが、設計者などに申請を委任することも可能です。 ※2本説明会の意見募集期間中(~令和7年7月10日まで)にテスト版を公開します。ご意見は、本説明会の意見募集専用フォームにてお願いします。

# オンライン手続きかわさきと申請手続きの検索について

### オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) ポータルサイト

下記のほか、e-KAWASAKIについて、詳しくはよくあるご質問をご覧ください。 https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home

■ オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)は、窓口や郵送などで行っていた申請・届出などの各種手続きを、イン ターネットからオンラインで行うことができます。

- ・パソコン等を使用し申請書の入力作成・送信、添付資料のアップロード(1申請100MB以内)・送信が行えます
- ・手続きの**状況照会**が行えます
- ・申請の**取り下げ**が行えます
- ・市の審査等完了後、市からの**交付物のダウンロード**ができます
- オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を利用するにあたり、利用者登録時にメールアドレスが必要となります。
   代理人による代理申請ができます。本制度の代理申請では、電子署名は不要です。委任状(任意様式・押印不要・ PDF形式)のアップロードが必要となりますので、予めご準備ください。

申請手続きの検索は、 市ホームページ 「届出方法について」から







# 報告書提出物について

### 報告書提出物……①報告書・②取組書・③添付資料

- ① 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」(規則第16号様式。以下「報告書」という。)
- ② 「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式。以下「取組書」という。)
- ③ その他必要な根拠図面等の「添付資料」 ※③が不要な場合もあります(スライド9参照)

提出物	作成・提出方法
①報告書	■オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)において、申請フォームを入力することで自動印字により作成
(規則第16号様式)	されます。申請後、PDF出力できます。
②取組書	<ul> <li>市ホームページからExcel様式をダウンロードし、入力セルに必要事項を入力して</li> <li>ゴチラからダウンロード</li> <li>建築物リストを作成します。</li> <li>オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて、取組書 [Excel] のデータファ</li></ul>
(要綱第1号様式)	イルをアップロードし、提出します。
③添付資料	<ul> <li>■市の様式はありませんので、規定された項目を明示した資料(図面等・任意様式)を作成します。</li> <li>■オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)にて、添付資料【PDF・Excel・ZIPいずれかの形式】のデー</li></ul>
2005	タファイルをアップロードし、提出します。 <li>詳しくはスライド9参照</li>

## 報告書提出物①報告書

### ①報告書 規則様式…オンライン手続(e-KAWASAKI) 申請フォーム入力により作成されます。

報生津の由語	
和ロ首の中胡	第16号様式。
PDF出力	(第1面) 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書 サンプル 1 特定建築事業者(条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以 特定建築事業者の氏名又は名称 ○○株式会社 代表取締役 川崎 一郎 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 神奈川県 川崎市川崎区 者 しくは事業所の所在地 宮本町1-1
	(宛先)川崎市長 2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等
	報告対象年度 令和7年度
	〒210-0000     中小規模特定建築物の     適用除外建築物の       神奈川県     川崎市川崎区     床面積の合計 B     100 m <sup>2</sup>
	$\bigcirc$ の株式会社 代表取締役 $\begin{bmatrix} 週 用 陳外 運 薬 物 以外 の \\ 床 面 積 の 合 計 A - B \end{bmatrix}$ 5,900 m <sup>2</sup>
	川崎 一郎中小規模特定建築物の数 C60適用除外建築物の数 D1
	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。 棟数除外建築物の数E 9 C-D-E 50
	<ul> <li>割度の対象区分</li> <li>第1面(必須)</li> <li>△△株式会社 再エネ推進課</li> <li>         本 太郎         (電話番号 044-200-2088 )     </li> <li>         は部号 044-200-2088 )     </li> <li>         は部号 044-200-2088 )     </li> <li>         はのは、200-2088 )     </li> </ul>
	太陽光     84.200     kW     太陽熱     kW
	及び出力とその合計     地中熱     kW     その他     kW
	電子申請番号00000000日前84.200 kw設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の 出力の合計の比率(達成率)※120 %
	太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況 □ 適合する(適成率100%以上) → 適合しない(適成率100%未満) □ 全て基準適用対象外建築物
	<ul> <li>備考 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に定 める資料を添付してください。</li> <li>2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。</li> <li>3 ※印の欄は記入しないでください。</li> </ul>

## 報告書提出物②取組書

### ②**取組書** 要綱様式…オンライン手続でアップロードできるよう**事前に作成**しておきます。

1 棟数除外建築物の申請 Excelで準備	2 報告書の申請 Excelで準備
第1面	第1面~第4面
第1号様式 (第1面) 中小規模特定建築物取組書 2025年8月1日	第1号様式     (第1面)     サンプル       中小規模特定建築物取組書     2025年8月1日       特定建築事業者の氏名又は各作 (決しにわっては、その代表者の氏名)     A株式会社 代表取締役 川崎 太郎
特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) A株式会社 代表取締役 川崎 太郎	No.         建物名称         所在地         電設備         用設備         開する事項         「りつ事中」           1         中小規模特定建築物における取組状況         1
1 中小規模特定建築物における取組状況	建築物の概要 設置基準量に対する事項 合計 3 後定理源 第3面(該当する場合)
建築物の概要 設置基準量に対する事項	
No.     確認済証 変付 文付 文付 之付 2     生宅・ 非住宅、建築面積 (m)     床面積の 合計 (m)     適用除外 準築物 2)該当有 2)該当有     成当 (期)     本陽光発 有無 事項※     市エネ利用設備の設置量 (取)       1     R07確申建91234     R7.5.1     住宅     1950.00     0     2       2     R07確申建91235     R7.6.1     住宅     125.00     0     2     1       3     R07確申建91236     R7.7.1     住宅     130.00     0     2     1       4     R07確申建91237     R7.8.1     住宅     110.00     0     2     1       5     R07確申建91238     R7.9.1     住宅     110.00     0     2     1       6	小       市田市       市田       市田<
確認済証番号・交付日 コチラからダウンロード	20       R07確申違68546       R8.1.9       住宅       183.0       Image: Constraint of the second s
<ul> <li>「棟数除外建築物の 申請」では第2~4 面の入力は不要です</li> </ul>	23       PO7確申題68549       P8.3.1       住宅       180.0       5         24       PO7確申題68550       P8.3.2       住宅       143.39       1       1         24       PO7確申題68550       P8.3.2       住宅       143.39       1       1         25       PO7確申題68551       P8.3.3       住宅       180.00       5       1 <td< td=""></td<>

## 報告書提出物③添付資料

### 中小規模建築物への制度

③添付資料 任意様式…オンライン手続でアップロードできるよう事前に作成しておきます。



報告書の申請 PDF、 Excel、 ZIP

**詳しくは、次スライド参照** なお、「棟数除外建築物の申請」 済みの添付資料は省略できます

## 報告書提出物③添付資料の詳細

■ 添付資料は	、該当する区分に応じた資料を提出します。	複数区分に該当する場合は、	該当する全ての資料を提出します。
---------	----------------------	---------------	------------------

区分	添付資料	区分	添付資料
(1)棟数除外建築物の申請 又(	は2報告書の申請にて提出	2 報告書の申請	にて提出
【棟数除外建築物がある場合】 南面等屋根の水平投影面積(屋根除外 部分を除く)の合計が20m未満の場合 (建築面積20m未満の場合を除く。)	<ul> <li>南面等屋根の平面図等</li> <li>縮尺、方位、南面等屋根の範囲、</li> <li>屋根除外部分の範囲、理由並びに</li> <li>各部分の水平投影面積を明示</li> </ul>	【代替措置・特定開発事業の場合】 特定開発事業の予定建築物として当該 中小規模特定建築物の新築等をしよう とする場合において、当該特定開発事 業に係る区域に大陽光発電設備等を設	<ul> <li>□ 当該区域の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を明示</li> <li>□ 当該区域内の当該設備を設置する建築 物の平面図等 当該設備の設置位置を明示</li> <li>□ 当該区域の平面図又は配置図等</li> </ul>
2 報告書の申請	にて提出	置し、当該設備で発生される電気又は 熱を当該区域で利用する場合	当該事業に係る全ての予定建築物の敷 地等の区画の明示
【熱利用設備のkW換算する場合】 太陽熱又は地中熱を利用する熱供給設 備を設置し、当該設備の年間熱利用量 3,600MJ当たり出力1kWとする規定を 適用する場合 【代替措置・既存建築物の場合】 既存建築物に太陽光発電設備等を設置	<ul> <li>当該設備の年間熱利用量を示す資料</li> <li>※オンサイトでの熱利用設備設置で、</li> <li>年間熱利用量が7,200MJ超えの場合でも、設置量を2kW/棟とみなして計上する場合、本添付資料は不要。</li> <li>当該既存建築物の付近見取図方位、道路及び目標となる地物を明示</li> <li>当該既存建築物の収面図等</li> </ul>		当該区域への太陽光発電設備等の設置 に係る資料 全ての予定建築物の建物名称、床面積 の合計(棟ごと)及び中小規模特定建築物への該当の有無の明示 太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量及び当該設備で発生される 電気又は熱の利用に関する事項の明示 設置量を各予定建築物に分割計上する 場合はその内訳及び電気等の供給方法 を明示
を当該既存建築物で利用する場合	既存建築物の建物名称、配置、設備の設置位置、設置量及び当該設	その他市長が必要と認める場合	□ その他市長が必要と認める資料
	<ul> <li>         ・備 ご発生される電気又は熱の利用 に関する事項を明示         ・         ・         ・</li></ul>	いずれの区分にも該当 しない場合は、③添作 資料は不要です	



1-1 手続の検索

### 利用者登録

棟数除外建築物の申請

・e-KAWASAKIを初めて利用する場合は、「利用者の新規登録はこちら」をクリックし、 次の画面で「事業者として登録する」、をクリック

- ・利用者登録済みの場合は、利用者IDとパスワードを入力します。
- ・代理人が手続を行う場合は、代理人が利用者登録をしてください。



### 申請フォームの入力(過去申請の利用、事務手続の委任、届出日、対象年度)



棟数除外建築物の申請

### 棟数除外建築物の申請

### 申請フォームの入力(特定建築事業者、連絡担当者)

	特定建築事業者の法人番号(13桁)を入力してください。
1-1 手続の検索	・この機酸除外建築物の申請は、同一法人において複数回に分けて行うことができますが、条例第26条第4項に基づく報告書の申請の際は、法人単位で 各年度1申請にまとめてください。
1-2 利用者登録	特定連算事業者の所在地を入力してください。     全       ・住所又は主たる事場所着しくは事業所の所在地を入力してください。     ・特定連結事業者は、「連続確認申請(又は計通通知)」の工事集工者(法人単位)です。       ・なお、「特定連結事業者太陽光発電装備導入制度ガイドライン(第1.0版)」第2部第2章2にて、特定連係事業者の詳細が確認できます。       ガイドラインの確認はコチラから(ご       第級番号(ハイフンなし)       住所を検索する       都道府県       市区町村
1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード	町名・荷地・建物名・部屋香号          特定建築事業者の会社名・役職名を入力してください。       ●の       ・特定建築事業者(12年編書四時(又は計画通知)」の工事施工者(法人単位)を入力してください。       ●の 〇〇株式会社 代表取締役
	特定建築事業者(代表者)の氏名を入力してください。     63       ・法人の代表者の氏名を記入してください。     名
	連稿担当者の会社名・師署名を入力してください。     108       特定建築事業者が事務手続きを要任している場合、受任者の会社名・部署名を入力してください。     3
2 申請内容・審査結果の確認	連続担当者の氏名を入力してください。 ・専務手続きを委任している場合、受任者の連続担当者氏名を入力してください。
3 交付物の出力	

 特定建築事業者の法人番号(13桁)を入力してください。(参考)国税庁法人番号公表サイト: https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

2 特定建築事業者の所在地、会社名、役職名、代表者の 氏名を入力してください。

③ 連絡担当者の会社名・部署名、氏名、カナ氏名、電話 番号、メールアドレスを入力してください。特定建築事業 者が事務手続を委任している場合、受任者の会社名・部署 名等を入力してください。利用者登録時の情報が初期表示 されますので、必要に応じて修正し申請を行ってください。

・入力後、「次へ進む」をクリック

![](_page_12_Picture_8.jpeg)

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

### データファイルのアップロード

棟数除外建築物の申請

![](_page_13_Figure_2.jpeg)

(1) 申請状況を選択してください。

・新規 …変更以外の場合(差戻を受けて再申請する場合)

・**変更**…過去に棟数除外の申請を行い、棟数除外建築物 の確認済番号が交付されている建築物について変更する場

(1)-2 変更前の電子申請番号を選択してください。

(2) 中小規模特定建築物取組書(第1面)をExcel形式で アップロードしてください。なお、第1面の入力は、平面 図等を提出する棟数除外建築物のみで構いません。

(3) 棟数除外建築物の根拠となる平面図等をPDF形式、 **Excel形式、ZIP形式**のいずれかでアップロードしてくださ

・1ファイル当たりのアップロード容量の制限は30MB

・最大5ファイルまで可(ただし1申請合計100MB以内)

・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場 合は、1ファイルにまとめてください

「次へ進む」をクリック

![](_page_13_Picture_13.jpeg)

変更前の電子申請番号を選択してください。 👸		
<ul> <li>・変更の場合は、変更前の電子申請番号を選択してください。</li> </ul>		1-2
選択してください	•	

・中小規模特定建築物取組書(第1面)は、変更する棟数除外建築物のみ記載して、アップロードしてください。

### 入力内容の確認⇒申請

棟数除外建築物の申請

![](_page_14_Figure_2.jpeg)

1-1 手続の検索

### 申請内容・審査結果の確認(マイページ)

![](_page_15_Figure_2.jpeg)

#### ・申請完了後に、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・ 委任状の確認」「申請履歴一覧・検索」から、次の手続が行えます。

- ・手続きの進捗状況を確認する
- ・申請内容(PDF)をダウンロードする
- ・この申請を取り下げる

棟数除外建築物の申請

・申請内容を使用して新しく申請する

![](_page_15_Figure_8.jpeg)

# 棟数除外建築物の申請

### |1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

![](_page_16_Figure_4.jpeg)

<sup>木備がある場合 メールでお知らせ</sup> 2 申請内容・審査結果の確認 (マイページ)

### 再申請のお願い(差戻)の場合

### 再申請のお願い(差戻)の場合

・再申請のお願いのメールを受け取った場合は、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。

・対象案件の「申請内容を修正してください」をクリック

![](_page_16_Figure_10.jpeg)

#### ・**申請内容照会ページ**が開きます。

・「差戻し理由」をクリックして確認し、申請内容の「修正してください」とある項目を確認してください。

・「申請内容を修正する」をクリック ⇒以下の操作は「3申請フォームの入力・データファイルのアップロード」「4入 力内容の確認・送信」を参照し、前回申請内容が初期表示されますので、**必要な個所のみを修正し再申請**を行ってください。

![](_page_16_Figure_14.jpeg)

#### オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

17

1-1 手続の検索

3

### 交付物の出力(マイページ)

棟数除外建築物の申請

![](_page_17_Figure_2.jpeg)

 ・審査完了後、交付物の交付及び手続きの完了について、メールでお知らせします。 オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・委任状の確認」の 「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。

- ・対象案件の「**手続きが完了しました**」をクリック
- ·交付物一覧にある交付物(EXCEL形式)をダウンロードできます。

![](_page_17_Figure_6.jpeg)

![](_page_17_Picture_7.jpeg)

![](_page_17_Figure_8.jpeg)

1-2 利用者登録 1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード 1-4 入力内容の確認⇒申請 申請内容・審査結果の確認 2 交付完了をメー ルでお知らせ <u>交付物の出力(マイページ)</u>

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

#### オンライン手続の概要 棟数除外建築物の申請

#### 棟数除外建築物の申請が完了した後(報告書の申請までの間)に変更が生じた場合 補足

![](_page_18_Figure_2.jpeg)

3

交付物の出力

・変更前の申請のときと<u>同じ利用者登録でログ</u>インし、「1-1手続の検索」(スライド10参照)からと同様、新たに棟数 除外建築物の申請を開始します。以下の操作はスライド11~18を参照し、変更後の内容で申請を行います。 ・変更の場合に注意する点は以下のとおりです。

### 3 棟数除外建築物の根拠図面等の提出 ・次の各設問について選択し、添付資料をアップロードしてください。

「変更」とは、過去に複数除外建築物の申請(手統名:【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物)を行った 建築物について、南面等屋根の図面等に変更が生じた場合に選択してください。 「変更」は、報告書の申請(手続名:【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書(規則第16号様式))より前に変更が生じた場合に限 ります。報告書の申請以降に変更が生じた場合は、申請不要です。 ・上記に該当しない場合は、「新規」を選択してください。 ・変更する建築物と、新規の建築物をあわせて申請することはできません。別の申請としてください。 新規(申請する全ての建築物) 変更(申請する全ての建築物) 変更前の電子申請番号を選択してください。 2 ・変更の場合は、変更前の電子申請番号を選択してください。 3 変更の場合の注意点をご一読ください。 ・変更した資料のみアップロードしてください。 ・中小規模特定建築物取組書(第1面)は、変更する棟数除外建築物のみ記載して、アップロードしてください。 ・変更する棟数除外建築物の平面図等のみアップロードしてください。

#### 中小規模特定建築物取組書(第1面)をアップロードしてください。

・中小規模特定建築物取組書(第1面)の「確認済証番号等」の欄は、建築確認の変更申請を行った場合でも、当初の確認申請における「確認済証番 ・なお、「特定連築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン(第1.0版)」第4部3にて、添付資料の詳細が確認できます。 棟数除外建築物の根拠となる平面図等をアップロードしてください。 平面図等には、必ず「要件チェックシート」を貼り付けてください。 要件チェックシートのダウンロードはコチラから 🖍 ・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「Excel形式」「ZIP形式」となります。 1ファイルあたりのアップロード容量の制限は約30MBです。制限以内でアップロードしてください。 ・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。 ・1ファイルに収まらない場合、最大10ファイルまでアップロードできます。(1ファイル目をアップロードすると2ファイル目のアップロードが可

4

### 変更の場合の注意点(スライド14参照)

(1) 申請状況を選択してください。

「変更」を選択してください。

(2) 変更前の電子申請番号を選択してください。

(3) 変更の場合の注意点を確認してください。

(4) 中小規模特定建築物取組書(第1面)をExcel形式で アップロードしてください。

 ・取組書(第1面)には、変更する棟数除外建築物のみ入 カしてください。

・確認済証番号等の欄には、当初の確認申請時の番号(変 更ではない)から変えないでください。

#### (5) 棟数除外建築物の根拠となる平面図等をPDF形式、

Excel形式、ZIP形式のいずれかでアップロードしてくだ さい。

・変更する棟数除外建築物の平面図等のみアップロードし てください。

![](_page_19_Figure_0.jpeg)

### 報告書の申請

![](_page_20_Figure_2.jpeg)

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

### (1)申請フォームの入力(委任の確認、届出日、対象年度)

![](_page_21_Figure_2.jpeg)

報告書の申請

![](_page_22_Picture_1.jpeg)

### (2)申請フォームの入力(制度の区分、特定建築事業者)

Net の区分を選択してください。  ・ 特定意味事業: 王明県総面約5.0 00 07米を超える読を事業 ・ 特定意味事業: 王明県総面約5.0 00 07米を超える読を事業 ・ 特定意味事業 ・ サーブでの申請の構成社数について記載してください。		
・特定書業者: 年週時金融がら、000平米を超える建築事業者:   ・特定課業業者: 45,000000000000000000000000000000000000	J度の区分を選択してください。	
1973     1973     1972     197	・特定事業者:年間供給面積が5,000平米を超える建築事業者 ・特定建築事業者以外(任意):特定建築事業者以外の希望する建築事業者 特定建築事業者以外(任意)グループ:複数の建築事業者によるグループ	1
○ 特定建築事業者以外(任意) グループでの申請の構成社数について記載してください。 確定建築事業者以外(任意) グループでの申請の構成社数について記載してください。 確定 確定 確定 確定 #定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の法人最号(13桁)を入力してください。 *条例第20条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。 *条例第20条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。 *条例第20条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。 * <	進択解除	•
● 特定建築事業者以外(任意)グループでの申請の構成社気について記載してください。 唐定建築事業者以外(任意)グループでの申請の構成社気について記載してください。 唐定建築事業者以外(任意)グループでの申請の構成社気について記載してください。 夏アレージージージージージージージージージージージージージージージージージージージ	〕 特定建築事業者	
● **ALEMENT####ADX/* (住意) グループでの申請の編成社数について記載してください。         選択してください       ②         *#?       第第第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。       ③         **       •*         *#?       ● *         *#?       ● *         *#?       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ● *         *       ●	○特定建築事業者以外(任意) ○特定建築事業者以外(任意)	
特定連集事業者以外(任意)グループでの申請の場成社数について記載してください。 選択してください 第次にてください 第定連集事業者(任意の報告を行う連集事業者を含む)の法人番号(13折)を入力してください。 23 ・ 米別第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。 法人単位で各年度1申請であることの確認 2 ・ 法人単位で各年度1申請であることの確認 2 ・ 法人単位で各年度1申請であることの確認 2 ・ (登集所単位での申請ではありません) ・ 特定連集事業者以外(任意)グループでの申請の場合、グループを構成する各連集事業者が法人単位となります。 での 0 法人ごの申請 特定連集事業者を含む)の所在地を入力してください。 2 ・ 住所を検索する 4 ・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
選択してください       2         *#?#提集事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の法人番号(13桁)を入力してください。       02         ・未?病效26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。       3         *       3         *       *         *       <	<b>寺定建築事業者以外(任意)グルーブでの申請の構成社数について記載してください。</b>	
本内のマイベビン         (13術)を入力してください。         (2)           ・糸列菜26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。         (3)         :           法人単位で各年度1申請であることの確認         (3)         :           ・糸列菜26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。         (3)         :           ・         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :           ・         :         :         :         :         :           ・         :         :         :         :         :         :	選択してください	(2)
特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の法人番号(13桁)を入力してください。       23         ・条切類26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請です。       3         ・       3         ・       ※列類26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請です。         ・       ※列類26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請です。         ・       ※列類26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請です。         ・       ※列第26条第4項に基づく申請は法、法人単位で各年度1申請です。         ・       ※列第26条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。         ・       ・         ・       ※列加20条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。         ・       ・         ・       ・         ・       *         ・       *         ・       *         ・       *         ・       *         ・       *         ・       *         ・       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         *       *         * </td <td></td> <td></td>		
・ 条例第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。	時定連築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の法人番号(13桁)を入力してください。	
法人単位で各年度1申請であることの確認 図         ・条例第26条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)         ・特定建築事業者以外(任意)グループで申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 住前又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ● 住前又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ● 住前又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ● 住前又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ● 住前を検索する         ● 近面有         ● 位前を検索する         ● 「新知道」         ● 日前で検索する         ● 「日本報告報」         ● 日本報告報         ● 「日本報告報告報         ● 日本報告報         ● 「日本報告報         ● 日本報告報         ● 日本報告報 <td>・条例第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。</td> <td>3</td>	・条例第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。	3
法人単位で各年度1申請であることの確認 の         ・ 条例第20条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)         ・ 特定連築事業者以外(任意) グループでの申請の場合、グループを構成する各連築事業者が法人単位となります。         (1)         ● 法人ごとの申請         (中方又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ・ 住所文は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。         ● (ハイフンなし)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (2)         (2)         (2)         (2)         (2)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (2)         (2)         (3)         (4)         (5)		
法人単位で各年度1申請であることの確認 32         ・ 条例第20条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)         ・ 特定建築事業者以外(任意) グループでの申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。         (4)         この時請         ● 法人ごとの申請         特定建築事業者 (任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。 33         ・ 住所文は主たる事務所書しくは事業所の所在地を入力してください。         ・ 住所文は主たる事務所書しくは事業所の所在地を入力してください。         ・ 住所交換案する         ● たまの報告を行う連续事業者を含む)の所在地を入力してください。         ● 法の報告を行う連续事業者を含む)の所在地を入力してください。         ● 「日本食業報告」         ● 「日本食業する」         ● 住所を検索する         ● 「日本 建物名・節屋番号		Ţ
法人単位で各年度1申請であることの確認 25         ・ 未勿第26条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で名年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)         ・ 特定建築事業者以外(任意) グループでの申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。         (4)         この時間         時定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。         (4)         ・ 住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。         ・ 住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。         ・ 住所の報告を複数社 (グループ) で行う場合は、代表11社について入力してください。         ● 住所を検索する         修造明相         「日本を検索する」         ● なん市         ● 「本本・ 単物名・部屋番号		
法人単位で各年度1申請であることの確認 図3         ・ 糸列第26条第4 項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)         ・ 特定建築事業者以外(任意)グループでの申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         特定建築事業者 (任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 法人ごとの申請         ● 住所交換事業者を含む)の所在地を入力してください。         ● 住所を検索する         ● 住所を検索する         ● 住所を検索する         ● 日前を検索する         ● 四方 4 徳地・建物名・部屋番号		
法人単位で各年度1申請であることの確認          ・ 条例第26条第4 項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)       ・         ・ 特定建築事業者以外(任意)グループでの申請の場合、グループを構成する各連条事業者が法人単位となります。       (4)         Image: Comparison Compa		
・条例類26条第4 項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません)     ・特定建築事業者以外(任態)グループでの申請の場合、グループを構成する各連築事業者が法人単位となります。	法人単位で各年度1年時であることの確認	
	・条例第26条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。(営業所単位での申請ではありません) ・特定建築事業者以外(任意)グループでの申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。	
(小川山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		4
・ 位のなどこの###         特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。       &         ・ 住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。       &         ・ 任意の報告を複数社(グループ)で行う場合は、代表1社について入力してください。          郵便番号(ハイフンなし)       5 <td>#300m8 ○ 法人ごとの申請</td> <td></td>	#300m8 ○ 法人ごとの申請	
特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。       Ø因         ・住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。       ・任意の報告を複数社(グループ)で行う場合は、代表1社について入力してください。         郵便番号(ハイフンなし)		
<ul> <li>・住所又は主たる事務所者しくは事業所の所在地を入力してください。</li> <li>・任意の報告を複数社 (グループ) で行う場合は、代表1社について入力してください。</li> <li>鰤硬番号 (ハイフンなし)</li></ul>	寺定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の所在地を入力してください。 図	
離使番号 (ハイフンなし) 住所を検索する 振道府県 市区町村 町名・番地・建物名・部屋番号	・住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。 任意の報告を複数社(グループ)で行う場合は、代表1社について入力してください。	
住所を検索する       修道府県       市区町村       町名・番地・建物名・部屋番号	線画番号 (ハイコンたし)	
都道府県 市区町村 町名・番地・建物名・部屋番号	住所を検索する	5
都道府県 市区町村 町名・番地・建物名・部屋番号		
市区町村 町名・番地・建物名・部屋番号	<i>B道府</i> 県	]
市区町村 町名・番地・建物名・部屋番号		
町名・番地・建物名・部屋番号	5区町村	
町名・番地・建物名・部屋番号		
	ゴ名・番地・建物名・部屋番号	
•		

特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の会社名・役職名を入力してください。 🜌
<ul> <li>・特定建築事業者は「確認済証」の工事施工者(法人単位)を入力してください。</li> <li>例)○○株式会社 代表取締役社長</li> <li>・ 任意の報告を複数社 (グループ) で行う場合は、代表1社について入力してください。</li> </ul>
特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の氏名を入力してください。
・法人の代表者の氏名を記入してください。 ・任意の報告を複数社(グループ)で行う場合は、代表1社について入力してください。
姓名
特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)のカナ氏名を入力してください。 😹
・任意の報告を複数社(グループ)で行う場合は、代表1社について入力してください。
姓 (カタカナ) 名 (カタカナ)

- (1) 制度の区分を選択してください。
  - ・特定建築事業者 ⇒③へ
     ・特定建築事業者以外(任意の報告) ⇒③へ
  - ・特定建築事業者以外(任意の報告)グループ ⇒②へ

2) (グループの場合に表示)社数を選択してください。 ※②で2社以上を選択した場合は、③~⑤が社数分表示されますので、入力してください。

3 特定建築事業者(任意の報告を行う建築事業者を含む)の法人番号(13桁)を入力してく ださい。

④ 支店や営業所単位ではなく法人単位の申請であることを確認し、選択してください。・法人ごとの申請

5 特定建築事業者の所在地、会社名、役職名、氏名等を入力してください。

(次のスライドへ続く)

![](_page_23_Picture_0.jpeg)

![](_page_23_Picture_1.jpeg)

### (3)申請フォームの入力(連絡担当者)

連絡担当者の会社名・部署名を入力してください。 🌌		
特定建築事業者が事務手続きを委任している場合、受任者の会社名・部署名を入力してください。		
連絡担当者の氏名を入力してください。 🛛 💩 🛪		
・事務手続きを委任している場合、受任者の連絡担当者氏名を入力してください。		
丝名		
連絡担当者のカナ氏名を入力してください。 👸		
姓(カタカナ) 名(カタカナ)		
連絡担当者の電話番号を入力してください。(ハイフンなし)		
連絡担当者のメールアドレスを入力してください。 👦		
メールアドレス		
マール フレビー フレブな(物)		
76.114		
入力後		
〈 戻る		

連絡担当者の会社名、部署名、氏名、電話場脳、メールアドレスを入力して ください。特定建築事業者が事務手続を委任している場合、受任者の会社 名・部署名等を入力してください。利用者登録時の情報が初期表示されます ので、必要に応じて修正し申請を行ってください。

・入力後、「次へ進む」をクリック

24

![](_page_24_Picture_1.jpeg)

### (4)申請フォームの入力(床面積の合計、建築物の棟数等)

![](_page_24_Picture_3.jpeg)

・「取組書」を作成の上、「取組書」に基づいて**床面積の合計、建築物の棟数等**を入力してください。**画像を拡大表示**すると「取組書」の該当箇所が表示されますので参考にしてください。

- (1) 中小規模特定建築物の延床面積の合計【A】を入力してください。
- ② 適用除外建築物の延床面積の合計【B】を入力してください。
- ③ 適用除外建築物以外の延床面積の合計【A B】(自動計算)
- ④ 中小規模特定建築物の数【C】を入力してください。
- (5) 適用除外建築物の数【D】を入力してください。
- (6) 棟数除外建築物の数【E】を入力してください。
- ⑦ 設置可能棟数の数【C-D-E】(自動計算)

・入力後、「次へ進む」をクリック

![](_page_25_Picture_1.jpeg)

### (5)申請フォームの入力(設置基準量の算定)

![](_page_25_Figure_3.jpeg)

![](_page_25_Figure_4.jpeg)

![](_page_26_Picture_1.jpeg)

### (6)申請フォームの入力(義務履行方法)

![](_page_26_Picture_3.jpeg)

![](_page_26_Picture_4.jpeg)

1 義務履行方法を選択してください。

- ・オンサイト太陽光
- ・オンサイト太陽熱・地中熱熱利用設備
- ・オフサイト(既存建築物)
- ・オフサイト(特定開発事業)
- ・その他の措置(オフサイトPPA、自己託送、自営線)

② 「取組書」(Excel)をアップロードしてください。

3) 画像拡大表示すると添付資料の説明が表示されますので、参照の上、 ①で選択した義務履行方法に応じて必要な資料をアップロードしてください。 1ファイル約30MBまでです。

・入力後、「次へ進む」をクリック

#### オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

![](_page_27_Picture_1.jpeg)

### (7)申請フォームの入力(設置量合計、達成率、適合状況)

【総計】太陽光発電設備の設置量(半角数字) 【kW】
・取組書第1面~第3面の太陽光発電設備設置量(KW)の合計値を記入してください。 ・小数点第4位を切り捨てとなります。
<b>画像拡大表示</b> 「取組書」の該当部分 を参照
画像を拡大表示 画像を拡大表示 画像を拡大表示
47.8 kW
【総計】地中熱利用設備の設置量
・収組書第1面~第3面の地中熱利用設備設置量(kW)の合計値を記入してください。 ・小数点第4位を切り捨てとなります。
<b>画像拡大表示</b> 「取組書」の該当部分 を参照
画像を拡大表示 画像を拡大表示
0 kW

![](_page_27_Picture_4.jpeg)

![](_page_27_Picture_5.jpeg)

(1)「取組書」に基づいて設備の種類ごとに設置量の合計を入力してください。添付の画像を拡大表示すると、「取組書」の該当 箇所が表示されますので、参考にしてください。

2 設置量合計は、自動計算されます。

3 達成率%は、自動計算されます。

④ ③の達成率を踏まえて、適合状況を選択してくだい。

・適合する…達成率100%以上の場合

- ・適合しない…達成率100%未満の場合
- ・全て基準適用対象外建築物…設置基準量が0の場合

・入力後、「次へ進む」をクリック

### 入力内容の確認⇒申請

報告書の申請

![](_page_28_Figure_2.jpeg)

1-1 手続の検索

3

### 交付物の出力

報告書の申請

### 手続き完了・交付物の出力(マイページ)

 ・審査完了後、交付物の交付及び手続きの完了について、メールでお知らせします。 オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・委任状の確認」の 「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。

- ・対象案件の「**手続きが完了しました**」をクリック
- ·交付物一覧にある交付物(PDF形式)をダウンロードできます。

![](_page_29_Figure_6.jpeg)

1-2 利用者登録 1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード 入力内容の確認⇒申請 申請内容・審査結果の確認 2

# 制度2 オンライン手続きに関するスケジュール

中小規模建築物への制度

## 令和7年6月25日 オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)テスト版公開 (~R7年7月10日まで)

![](_page_30_Figure_3.jpeg)

- 7月10日 説明会の意見募集締切、 テスト版公開終了
- 7月末 意見に対する回答を市ホームページに掲載予定
- 8月1日 オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)受付開始予定

棟数除外建築物の申請
任意

手続名:【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

令和8年4月頃

オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)受付開始予定 2 報告書の申請 必須

手続名:【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書(規則第16号様式)

## テスト版公開の注意事項

公開期間 令和7年6月25日(水)~7月10日(木)

# ✓ テスト版では、申請フォームの入力、データファイルのアップロード、申請様式の出力(ダ ウンロード)までを試行できます。

~~テスト版でも「必須項目」の入力又はアップロードがないと次へ進めないため、ダミー入力又は白紙 ファイルのアップロードをお願いします。~~

- ✓ テスト版で申請された内容やアップロードされた資料について、市は内容確認や資料のダウ ンロード等は一切行いません。
- ✓ テスト版の申請について、市はテスト版公開期間終了後に削除します。予めご了承ください。

## 川崎市からのお知らせ①

市ホームページより

3	制度3 建築士説明制度 <sup>令和6年4月施行</sup>	建築士は、建築物の新築等に係る設計を行っときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当 設計に係る建築物等に設置することができる太陽光発電設備について、書面を交付して説明しな ればなりません。また、説明をした建築士は、交付した書面の写しを説明した日から3年間保管 なければなりません。
	項目	内容
1	対象建築物	・ <u>延床10㎡を超える新築、増築、改築の建築物</u> ・令和6年4月1日以降に、建築士が建築主から設計の委託を受けた建築物を対象
2	制度対象者	説明者:建築士(説明を受ける者:建築主)
3	説明の時期	委託契約後から設計完了までの間を基本とする。ただし、契約前に説明しても構わない。
4	説明内容	<ul> <li>・設置することが可能な太陽光発電設備の出力</li> <li>・太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報</li> <li>⇒市がホームページに掲載した「説明用書面(リーフレット)」を活用できます。</li> </ul>
5	書面の保管期間	説明した日から起算して <u>3年間</u> とする。
6	説明の除外規定 (説明しなくて良い場合)	<ul> <li>(1)延床2,000m以上の建築物の場合(制度1と輻輳するため)</li> <li>(2)建築主が建売住宅などを建築する建築事業者である場合(ハウスメーカー等が反復して説明を受ける場合)</li> <li>(3)建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合</li> <li>(4)委託契約前に説明をした場合</li> <li>(5)建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合</li> <li>(6)該当する建築物が市の公共施設である場合</li> <li>(7)建築物省エネ法第18条2号、3号に該当する場合(文化財、仮設建築物等)</li> </ul>

https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html⇒3制度概要

## 川崎市からのお知らせ②

制度3 建築士説明制度 <sup>令和6年4月施行</sup>

### 制度の手引き (ガイドライン)

![](_page_33_Figure_3.jpeg)

### 説明用書面(リーフレット)

![](_page_33_Figure_5.jpeg)

![](_page_33_Figure_6.jpeg)

# 川崎市からのお知らせ③

市ホームページより

![](_page_34_Figure_1.jpeg)

https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html

# 建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先 ※まずはホームページ「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」に掲載の「ガイドラインなど」をご確認ください。 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2088

<sup>市ホームページ</sup>制度1・制度2 「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」 <sup>事業者用</sup> <u>https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0-0.html</u>

![](_page_35_Picture_3.jpeg)

市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」 令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html

![](_page_35_Picture_6.jpeg)

ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

https://kawasaki-taiyoukou.jp/

![](_page_35_Picture_10.jpeg)

- ●補助金※申請期間や要件がありますのでご確認ください。
- ●太陽光Q&A
- ●メリット
- ●太陽光発電設備普及事業者登録制度
- し。●太陽光にまつわるお役立ち情報など